# 2025年度　和洋女子大学 公的研究費不正防止計画

2025年5月20日
統括管理責任者（法人・大学事務局長）

和洋女子大学（以下、本学という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び、「和洋女子大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」第4条第2項第(1)号に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定する。

１．責任体系の明確化

| 不正発生要因 | 不正防止計画 | 実施項目 |
|---|---|---|
| ・責任者の認識不足<br>・形骸化した責任体制 | ・研究費の管理・運営ならびに不正防止に係る各責任者の実態について、職務権限及び責任が乖離していないか見直し、学内の責任体制を明らかにする。 | ・最高管理責任者のもと、統括管理責任者は各責任者の役割を明確化し、不正防止計画の実施状況について報告を求める。<br>・統括管理責任者は、研究費の管理、運営において本学全体を統括し、最高管理責任者を補佐する。また、不正防止計画を事業年度毎に策定する。<br>・監事はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。 |

２．適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

| 不正発生要因 | 不正防止計画 | 実施項目 |
|---|---|---|
| ・研究におけるコンプライアンス、適正執行に対する意識が希薄である。 | ・コンプライアンス教育を実施し、研究費が公金であり、研究機関が管理するものであることを理解させる。<br>・啓発活動を定期的に実施し、不正防止に対する浸透を図る。<br>・法令及び関係ルールを順守し、不正行為は行わない旨の誓約書を徴収する。 | ・コンプライアンス教育推進責任者の指導のもと、公的研究費に係る全ての教職員を対象にコンプライアンス研修を行う。また、学部生に対しても統一した教育教材を用いて、基礎ゼミ等で研究倫理ルールの周知を行う。<br>・コンプライアンス教育推進責任者の指導の下、全学的に啓発活動を実施する。<br>・研究費に係る全ての教員を対象に、誓約書を徴収する。 |
| ・研究費使用に関するルールが理解されていない。 | ・「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」及び「様式集」を配付し、ルールの周知徹底を図る。 | ・「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」及び「様式集」を配付する。<br>・研究費説明会において前年度不備の多かったルールの周知徹底を図る、結果を学 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 内で共有する。<br>・研究者が発注することのできる範囲や発注権限についてルール等の周知徹底を図る。 |
| ・運営体制が脆弱化している。 | ・研究費等の事務手続きを行う担当者の権限と責任を明らかにし、理解の共有を図る。 | ・研究費を取り扱う担当教職員の職務権限と責任を明確にし、共通理解のもと運営、管理が行えるよう体制を構築する。<br>・各学部長・研究科長のチェック体制を強化するため、各学部教授会で学部長が定期的な指導を行う。指導内容は研究倫理委員会で共有する。 |
| ・不正が発生した場合の告発、調査等に関する規程等が不明確である。 | ・「和洋女子大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」に告発窓口、受付体制、調査方法等を定め、通報の受付を行う。<br>・懲戒等は本学規程に準じて取り扱う。 | ・研究不正に関わる告発窓口を大学 HP に公表していることを周知し、通報の受付を行う。<br>・告発窓口について、担当課とは別の第三者の窓口を検討する |

3．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正発生要因 | 不正防止計画 | 実施項目 |
|---|---|---|
| ・研究活動で生じている問題や課題等、不正発生要因を把握できていない。 | ・研究活動における予算の使用状況を中心に研究活動の実態を監査及びモニタリングすることで、不正発生要因の分析を行う。<br>・研究活動の実施について研究者等と意見交換を行うことで、制度改善に活かす。 | ・内部監査及びモニタリングを実施し、研究者へのヒアリング、帳票類と現物突合等により、不正発生リスクを検討する。<br>・内部監査及びモニタリングによる分析結果から、不正防止計画を見直し、策定する。<br>・研究支援課は、監事、監査室と連携し、不正を発生させる要因がどこにあるのかを整理し、「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」等に反映させる。<br>・研究倫理委員会で、全研究者に対し行った研究費の不正使用防止に関する意識調査結果を不正防止計画に反映させる |

4．研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生要因 | 不正防止計画 | 実施項目 |
|---|---|---|
| ・予算執行が年度末に集中している。 | ・研究計画に基づき予算執行できているか、研究者及び事務担当者双方で状況を確認する。 | ・研究支援課は計画的に研究が進んでいるか、またそれに即して予算が執行されているか定期的に確認を行う。<br>・正当な理由による執行の遅れに関しては、事業団等の手続きに則り、繰越等の制度活用を助言する。 |

| | | |
|---|---|---|
| ・換金性の高い物品の管理ができていない | ・換金性の高い物品の管理体制を構築する。 | ・年度末のかけこみ執行について、「公的研究費取扱いハンドブック」やサイボウズ学内メールで避けるよう呼びかけるなど、注意喚起を行う<br>・使い切らずとも翌年度の予算には影響しないことをより一層周知する。<br>・10 万円未満の換金性の高い物品は管理台帳による管理を行い、管理番号を印字したシールを貼付することを指導・徹底する。廃棄の際も確認を行う。 |
| ・学内ルールの例外処理が常態化している。 | ・事務手続きに関して不明な点については、研究費を使用する前に必ず研究支援課へ相談をする。 | ・研究費の使用に関する相談窓口は研究支援課とし、適宜、相談を受け付け、助言、指導を行う。<br>・事後相談となった件は、記録を取ることで要因を把握し、対応策を検討する。 |
| ・研究費の使用に伴う、活動報告が不十分である。 | ・研究費の支払い、精算を行う際には、活動を裏付ける報告を行う。 | ・出張や業務依頼による成果物、成果報告書など、研究費の支払い、精算を行う際には証憑類と合わせ提出する。<br>・学会・講演会等参加成果報告書の記入例を作成し、オンライン開催での精算時に添付を徹底する。 |

5．情報発信・共有化の推進

| 不正発生要因 | 不正防止計画 | 実施項目 |
|---|---|---|
| ・研究費使用に関する知識が曖昧である。 | ・研究費使用に関する説明会を開催し、研究費の事務手続きについて周知する。<br>・学内外に公表し、ルール等の周知と浸透を図る<br>・研究費の使用にあたっては研究支援課が相談窓口となり、適正な使用について助言、指導を行う。 | ・「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」及び「様式集」を配付し、説明会にて事務手続きに関して周知する。<br>・大学 HP や学内グループウェアで、不正行為防止に係る責任体系図や公的研究費不正防止計画、相談窓口・告発窓口についての最新の情報を公表していることを周知する。<br>・研究費の使用ルールを明確にし、「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」を基準として取り扱う。<br>・研究支援課は、適宜、研究費の使用に関する相談に対応し、使用方法について助言、指導を行う。 |

6．モニタリングの在り方

| 不正発生要因 | 不正防止計画 | 実施項目 |
| --- | --- | --- |
| ・検品、検収、証憑類のチェック体制が不十分である。 | ・予算執行時の検品、検収、証憑類の記録を適正に行い、管理を徹底する。 | ・予算執行を担当する経理課及び施設課ならびに研究費管理部署である研究支援課は定期的に証憑類の点検を行う。<br>・10 万円未満の換金性の高い物品に対しても定期的に一定の割合の現物確認を行う |
| ・モニタリング体制が形骸化している。 | ・監査室によるモニタリング及び内部監査により、適正な予算執行に努める。 | ・定期的に内部監査を実施し、各担当部署は監査結果を受け、適切に対応し、業務改善に努める。<br>・恒常的に組織的牽制機能として効果的である監査（リスクアプローチ監査）を実施する。<br>・内部監査での指摘結果については、研究者にも周知し、指導を行う。<br>・研究支援課は、研究者から提出される書類に不備がないかをチェックするためのシート等を活用し、管理体制を強化する。 |